

精神障害がある人への精神保健福祉サービス一覧（岡垣町）

※スペースの都合上、精神障害者保健福祉手帳＝精神手帳と記載しています。

サービス名	内容	対象者	費用負担等	窓口
精神障害者保健福祉手帳の手続き（1～3級）	<p>一定の障害があることを証明し、各種支援策を受けやすくし、自立と社会参加を促します。</p> <p>■申請者 本人</p> <p>■必要書類 申請書、診断書(又は障害年金の年金証書の写しと同意書)、写真(縦4cm×横3cm)</p> <p>■有効期間 2年間。申請に基づき、2年毎に障害の状態を再認定し、更新します。(有効期限の3ヶ月前から手続き可)</p>	<p>精神障害(知的障害は除く)のため、長期に日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ人で、手帳の交付を希望する人</p> <p>※入院・在宅による区別、年齢制限はありません。ただし、初診日から6ヶ月以上経過しないと手続きできません。</p>	申請時の診断書料等実費	福祉課
自立支援医療（通院医療費公費負担）の手続き	<p>在宅の精神障害がある人に対して、その適正な医療を普及するために医療費を補助します。</p> <p>■申請者 本人(18歳未満の場合は保護者)</p> <p>■必要書類 申請書、診断書、健康保険証、世帯の所得・収入等の証明書類、同意書、印鑑等</p> <p>■有効期間 原則1年間。申請に基づき、障害の状態を再認定し、更新します。(有効期限の3ヶ月前から手続き可)</p> <p>※適用となる医療機関、薬局等は、県が指定した医療機関等です。</p>	<p>在宅で、精神疾患を有し、通院している人</p> <p>※精神障害に対して受ける医療が対象です(入院中は対象外)。 ※年齢制限はありません。世帯の課税状況と疾病の状況により、該当しない場合もあります。</p>	<p>医療費の1割</p> <p>※世帯の課税状況による所得区分認定とその区分に応じた上限月額あり</p> <p>※申請時の診断書料等実費</p>	福祉課
税制上の優遇措置（国税）	<p>所得税</p> <p>本人、配偶者や扶養親族が障害のある場合、所得金額から次のとおり控除されます。</p>	<p>本人が控除を受ける場合</p> <p>①特別障害者控除(精神手帳1級所持者)</p> <p>②障害者控除(精神手帳2・3級所持者)</p> <p>精神手帳1級所持者の配偶者または扶養親族が控除を受ける場合</p> <p>③同居の場合:同居特別障害者控除</p> <p>④非同居の場合:特別障害者控除</p>	<p>①40万円</p> <p>②27万円</p> <p>③75万円</p> <p>④40万円</p>	若松税務署 093-761-2536
	<p>相続税</p> <p>本人が相続により財産を取得した場合、その人が85歳になるまでの年数に10万円又は20万円を乗じた金額が相続税から控除されます。</p>	<p>①精神手帳1級所持者</p> <p>②精神手帳2・3級所持者</p>	<p>①20万円×年数</p> <p>②10万円×年数</p>	若松税務署 093-761-2536
	<p>贈与税</p> <p>本人に対する贈与で、一定の条件の下に信託銀行等に信託する場合、ある金額まで非課税となります。</p>	<p>①精神手帳1級所持者</p> <p>②精神手帳2・3級所持者</p>	<p>次の額まで非課税</p> <p>①6,000万円</p> <p>②3,000万円</p>	信託等の業務をしている金融機関、信託銀行等
税制上の優遇措置（県税）	<p>自動車税(環境性能割・種別割)</p> <p>軽自動車税(環境性能割)</p> <p>本人もしくは同一生計者が所有する車で、本人の通院や通勤、通学等のために本人や家族(常時介護者)が運転するものについて免除されます。免除は1人につき1台までです。</p>	精神手帳1級所持者	<p>全額免除</p> <p>※上限額あり</p>	北九州西 県税事務所 093-662-9312
税制上の優遇措置（町税）	<p>住民税</p> <p>本人、配偶者や扶養親族が障害のある場合、所得金額から次のとおり控除、または非課税となります。</p>	<p>本人が控除を受ける場合</p> <p>①前年の合計所得が135万円以下の精神手帳所持者</p> <p>②特別障害者控除(精神手帳1級所持者)</p> <p>③障害者控除(精神手帳2・3級所持者)</p> <p>精神手帳1級所持者の配偶者または扶養親族が控除を受ける場合</p> <p>④同居の場合:同居特別障害者控除</p> <p>⑤非同居の場合:特別障害者控除</p>	<p>①非課税</p> <p>②30万円</p> <p>③26万円</p> <p>④53万円</p> <p>⑤30万円</p>	税務課
	<p>軽自動車税(種別割)</p> <p>本人もしくは同一生計者が所有する車で、本人の通院や通勤、通学等のために本人や家族(常時介護者)が運転するものについて免除されます。免除は1人につき1台までです。</p>	精神手帳1級所持者	全額免除	税務課

サービス名	内容	対象者	費用負担等	窓口
重度障害者医療	<p>重度障害のある人の健康保険適用医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>■必要書類 健康保険証、障害者手帳</p> <p>※町外から転入された人などは、前住所地での所得証明等が必要な場合があります。</p>	<p>精神手帳1級所持者(入院除く)</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※65歳以上の人は、後期高齢者医療に加入する必要があります。</p>	<p>●外来: 月500円上限</p> <p>●入院: 一般500円/日 低所得世帯300円/日 ※月20日限度 ※小学生~18歳の年度末の人は自己負担なし</p>	健康づくり課
障害認定に伴う後期高齢者医療	<p>一定の障害のある人は、後期高齢者医療に65歳以上から加入することができます(通常は75歳以上の人が加入)。</p> <p>福岡県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料を支払う必要があります。</p>	<p>満65歳~74歳の精神手帳1・2級所持者</p>	<p>●一般の人: 医療費の1割又は2割</p> <p>●現役並み所得者: 医療費の3割</p>	健康づくり課
特別児童扶養手当	<p>精神障害のある20歳未満の児童を看護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。</p> <p>※対象児童が障害を支給事由とする公的年金(障害児福祉手当を除く)を受けているとき、児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所等、通所施設を除く)に入所しているときは支給されません。</p>	<p>精神手帳の有無は問いませんが、診断書などの内容をもとに、対象となるかどうか判定されます。</p>	<p>月額53,700円又は 月額35,760円 ※令和5年度の金額</p>	こども未来課
障害児福祉手当	<p>精神に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給されます。</p> <p>※対象児童が施設に入所しているとき、障害を支給事由とする公的年金(特別児童扶養手当を除く)を受けているときは支給されません。</p>	<p>精神手帳の有無は問いませんが、診断書などの内容をもとに、対象となるかどうか判定されます。</p>	<p>月額14,850円 ※令和4年度の金額</p>	福祉課または 宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 201-4162
特別障害者手当	<p>精神に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。</p> <p>※対象者が施設に入所しているとき、3ヶ月を超えて長期入院しているときは支給されません。</p>	<p>精神手帳の有無は問いませんが、診断書などの内容をもとに、対象となるかどうか判定されます。</p>	<p>月額27,300円 ※令和4年度の金額</p>	福祉課または 宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 201-4162
心身障害者扶養共済制度	<p>心身障害のある人を扶養している保護者が、お互いの助け合いの精神に基づき、保護者が生存中に1年以上掛金を納付することで、保護者が亡くなった場合などに障害のある人に終身年金を支給する任意加入の制度です。</p> <p>※心身障害のある人及び世帯員の所得に応じ、町が掛金の一部を補助します。</p> <p>※県市町村民税において、掛金は所得金額から控除されます。</p>	<p>精神又は身体に永続的な障害のある人(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が次のいずれかの人と同程度と認められる人</p> <p>●知的障害のある人</p> <p>●身体障害者手帳1~3級所持者</p>	<p>●掛金: 加入年齢に応じて異なり、2口まで加入できます。</p> <p>●支給額: 加入口数により 月額20,000円又は 月額40,000円</p>	福祉課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	<p>【居宅介護】 ホームヘルパーを派遣し、食事、身体の清潔の保持、掃除等の介助、相談、助言等、日常生活を営むための支援を行うことにより、自立と社会復帰を促します。</p> <p>【短期入所】 介護者の疾病その他の理由により一時的に居宅での介護が困難な場合に、施設に短期間(7日以内)入所させ福祉の向上を図ります。</p> <p>【共同生活援助・介護】 地域のグループホーム等での共同生活を援助し、自立生活を支援します。</p> <p>※町に認定申請し、支給決定を受ける必要があります。このほかのサービスもあります。</p>	<p>次のいずれかにあてはまり、サービスの必要性を認められた人</p> <p>●精神手帳を所持している</p> <p>●精神の障害を理由に障害年金又は特別給付金を受けている</p> <p>●自立支援医療(精神通院)を受給している</p> <p>※精神障害のために日常生活に支障があり、その介助を必要とする在宅の人で、かつ定期的に通院しているなど、病状が安定している人(医師の意見書が必要な場合があります)。</p>	<p>サービス費用の1割</p> <p>※世帯の課税状況による所得区分認定とその区分に応じた上限月額あり</p> <p>※食費・光熱水費等、意見書料等実費</p>	福祉課
障害者相談センター運営事業	<p>町内2ヶ所に相談センターを設置。訪問や電話などにより、相談受付や助言を行います。</p> <p>●障害者相談センター 282-5167</p> <p>●東部障害者相談センター 282-5103</p>	<p>在宅の障害のある人やその家族等</p>	無料	各障害者相談センター

サービス名	内容	対象者	費用負担等	窓口
タクシー乗車運賃の一部助成	タクシーの小型・中型・リフト付きの基本(初乗り)料金を補助します。毎年度申請が必要です。 ■タクシー券交付枚数 年間24枚 ■必要書類 障害者手帳、印鑑	精神手帳1・2級を所持し、本人(18歳未満の場合はその父母)の前年度市町村民税が非課税又は均等割のみの人(在宅者に限る)	初乗り料金を除いた運賃	福祉課
配食サービス事業	高齢・心身の障害などにより調理等が困難な人に、週5回(火～土曜日)を限度とし、夕食の弁当を配達します。利用するには審査があります。	高齢・心身の障害などにより調理等が困難な人で、精神手帳1・2級を所持し、サービスの必要性を認められた人	1食300円	福祉課または 長寿あんしん課または 各障害者相談センター
NHK放送受信料の減免	精神手帳を所持していて、免除基準に該当する人は、NHK放送受信料の減免が受けられます。	①精神手帳所持者がいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税の場合 ②精神手帳1級所持者が世帯主の場合	①全額免除 ②半額免除	福祉課 または NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
日常生活自立支援事業	精神・知的障害などで判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理などを生活支援員が手伝います。	認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの人 ※この事業の内容が理解できるなど、ある程度の判断能力は必要です。	1回1時間まで1,000円(以後30分ごとに350円加算) 書類等の預かり:月350円 (内容で異なります) 相談:無料 ※生活保護受給者は無料	岡垣町社会福祉協議会 (いこいの里) 283-2940
駐車禁止の規制の適用除外	精神障害のある人が利用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めています。	精神手帳1級所持者	無料	折尾警察署 691-0110
はいかい高齢者等SOSネットワークシステム	認知症の人や知的障害のある人など、行方不明になるおそれがある人の情報を登録し、行方がわからなくなったときに、警察署や役場、消防などが連携して検索する仕組みです。	認知症の人や知的障害のある人など	無料	長寿あんしん課
岡垣町高齢者等おてかけ見守りシール支給事業	携帯電話などで読み取ることができる2次元コードが印字されたシールを支給します。衣服や靴などに貼って使うもので、コードを読み取ると家族などにメールが届きます。また、発見者と家族などが専用のシステムでやり取りできるようになります。	次のすべてにあてはまる人 ●65歳以上で、在宅で生活している ●認知症などで行方不明になるおそれがある ●「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」に登録している	無料	長寿あんしん課
岡垣町徘徊高齢者等位置探索サービス事業	認知症の人などの行方がわからなくなったときに、その人の現在位置を探索できる機器を貸し出します。	おおむね65歳以上で認知症の人	初回登録料の1割、 毎月の使用料、探索料など	長寿あんしん課
公共施設等における割引	いこいの里浴室コーナー	精神手帳所持者	利用料の5割引	岡垣町社会福祉協議会 (いこいの里) 283-2940
	観光ステーション北斗七星レンタサイクル	精神手帳所持者	利用料の5割引	観光ステーション北斗七星 281-5050 または おかがきPR課
	岡垣サンリーアイフィットネスジム	精神手帳所持者	利用料の5割引	岡垣サンリーアイ 282-1515 または 生涯学習課

サービス名	内容	対象者	費用負担等	窓口
交通運賃割引	障害者手帳の提示により、以下の交通運賃の割引が受けられます。 ●岡垣コミュニティバス ●岡垣町乗合タクシー ●その他バス運賃の割引 ●航空機運賃の割引 ●船舶運賃の割引 ●モノレールの運賃割引 ●タクシー運賃の割引 など	精神障害者保健福祉手帳所持者 ※各会社によって条件や割引率等が異なります。詳しくは各会社にお尋ねください。 ※運賃の割引を受ける場合、購入や支払い時に手帳を必ず提示してください。		

★岡垣町役場の連絡先 電話:282-1211 FAX:282-1299

下記に関する相談は… 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課精神保健係 電話:0940-36-2473 FAX:0940-47-0031

事業名	内 容	
こころの健康相談 専門医による定期相談 (予約制、無料)	こころの相談(一般精神保健相談)	予約時に調整
	思春期相談(思春期精神保健相談)	木曜日午後 予約時に調整
	高齢者の心の相談(認知症・もの忘れ・うつなど)	第3火曜日午後
精神障害者社会適応訓練事業 (職親)	精神障害のある人の社会復帰を促進するため、通常の雇用契約による就職が困難な、寛解又は症状が安定している者に対して、事業者(職親)に委託し、社会適応訓練を行っています。	
夜間・休日精神科相談ダイヤル	精神障害のある人及びその家族の相談に、精神保健福祉士や看護師等が対応します。 電話:050-3777-9824	